

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（変更）（令和3年度）

令和4年1月21日

四日市市長 森 智広

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第2項の規定に基づき、下表のとおり実施方針の策定の見通しの変更について公表する。

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
学校給食室・保健室等 空調設備整備事業	令和4年 <u>12月</u> から 令和19年3月まで (予定)	給食室・保健室等の空調設備整備に係る設計、施工、工事監理、維持管理等の一連の業務および給食室屋根断熱改修工事に係る設計、施工、工事監理の一連の業務  <u>※地域貢献に係る入札参加要件と、夏季休業期間に係る工事工程については、「入札説明書等の修正版（令和3年8月27日公表）」までに公表済みの資料より変更となる見込み。</u>	四日市市内	<u>令和4年2月上旬</u> （予定） （本市ホームページに掲載）

※下線部は、令和3年4月23日公表の「PFI事業に係る実施方針の策定の見通しについて」から変更した事項です。